

令和4年度京都大学公共政策大学院

入学試験問題（一般選抜）

# 科目名：憲法

この表紙の次には、「憲法」の試験問題が1ページ、2問ある。

2問とも解答すること。

1問につき、答案用紙1冊を用いて解答すること。

答案用紙ごとに、所定の欄に科目名、問題番号を記入すること。

科目名 憲法

以下の問題すべてに解答しなさい。

**問題1** 参議院は、内閣不信任の権限を持たず、内閣側にも解散して民意を問うという対抗手段がないのであるから、内閣を総辞職に追い込むことを目的とした行動をとるべきではないという主張がなされることがある。この主張を憲法上どのように評価すべきか、憲法66条3項の解釈論をふまえて論じなさい。

**問題2** 破壊活動防止法は、破壊的団体の解散指定などについて定める（解散指定の直接の根拠条文は7条）ほか、刑法77条の内乱罪などについて、そのせん動行為を処罰する規定（38条1項など）を有する。同法による破壊的団体の解散指定及びせん動罪処罰について、憲法上問題となりうる点を論じなさい。

参照条文

破壊活動防止法38条1項

刑法第77条、第81条若しくは第82条の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもってその罪のせん動をなした者は、7年以下の懲役又は禁こに処する。